問い合わせ先
人事院九州事務局第二課試験係
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1
☎092・431・7733

募集

和水町奨学生募集

●教育委員会

町では、平成19年度奨学生を募集します。

目的
進学できる能力があるにもかかわらず、経済的理由で就学困難な方に対して修学資金を援助し、将来有能な人材を育てる。

資格
町内に在住する方の子弟で、大学又は高等学校に在学し、学術優秀、品行方正で且つ学資の支払いが困難と認められる方。

奨学金の額(月額)
▼高等学校　10,000円
▼大学・高等専門学校　30,000円

5月、8月、11月、2月の4回にわけて支給します。

貸与期間
学校の正規の就学期間

返還
卒業の1年後から貸与期間の1.5倍の期間内で返還

募集人員
▼大学生　5名程度
▼高校生　3名程度

教育委員会で選考・決定し、通知します。

受付期間
4月から貸与を希望する場合は、平成19年3月1日(木)～4月13日(金)にお申し込みください。

提出書類
▼奨学生願書・推薦調書(町の定める様式)
▼成績証明書(学校発行のもの)
▼合格通知書の写し又は在学証明書
▼所得証明書(同一世帯の方全員の所得がわかるもの)

申し込み問い合わせ先
教育委員会学校教育係
☎0968・86・3131

「特別支援教育支援員」募集！

●教育委員会

期間
平成19年4月1日～平成20年3月31日(夏休み期間8月を除く)

条件
▼高校卒業程度
▼パソコン操作が可能な方
▼町内在住の方

勤務場所
町内小学校

募集人員
3名

※内容等につきましては和水町教育委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先
教育委員会
☎0968・86・3131

ごぞんじですか？法廷通訳

●熊本地方裁判所

刑事裁判では、被告人が日本語を理解できない場合、法廷でのやり取りを通訳する人(通訳人)を付けることになっています。通訳人は、通訳を必要とする事件ごとに、通訳人候補者の中から選ばれ、被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で重要な役割を果たしています。

近年、外国人が被告人となる刑事事件が増えており、通訳を必要とする言語も多岐にわたっていることから、言語によっては、通訳人候補者の数が十分とはいえない状況です。そこで、裁判所では広く通訳人候補者を募集しています。

通訳人候補者となるために特別な資格は必要ありません。面接などを経た上で、通訳人候補者として名簿に記載されることになります。裁判所では、最初はそれほど複雑でない事件の通訳から依頼するなどの配慮をしていますし、必要な研修も行っていますので、刑事裁判の知識に自信のない方でも心配いりません。

語学に堪能で法廷通訳をやってみたいという意欲のある方は、最寄りの地方裁判所の刑事訟廷事務室庶務係または最高裁判所刑事局第二課までお問い合わせください。

問い合わせ先
熊本地方裁判所
☎096・325・2121
最高裁判所刑事局第二課
☎03・3264・8111
裁判所ホームページ
http://www.courts.go.jp/

臨時看護助手を募集します

●和水町立病院

職種　看護助手
募集人員　1名
※年齢は50歳ぐらいまでで、資格の有無は問いません。

申し込み問い合わせ先
和水町立病院総務課
☎0968・86・3105

くらし

危険物取扱者・消防設備士のみなさん　忘れていませんか？

●(財)消防試験研究センター熊本県支部

免状の写真は法令の規定により、交付日から10年以内ごとに書換えが必要です。

写真書換え期限の過ぎた免状をお持ちの方は、至急書換えの手続きを行ってください。

免状を紛失・汚損・破損等した場合には、再交付を受けることができます。

問い合わせ先
(財)消防試験研究センター熊本県支部
☎096・364・5005

ドミニカ移住者の方々へ特別一時金が支給されます

●外務省領事局政策課

昭和31年から34年までの間に、ドミニカ共和国に移住した方に特別一時金が支給されることになりました。該当される方は外務省までご連絡ください。

請求期限
平成20年1月31日(木)

申し込み問い合わせ先
外務省領事局政策課　ドミニカ特別一時金担当
☎03・3580・3311

「くまもと火の国・火と灯り祭りごよみ」が完成しました

●熊本県地域政策課

熊本県内には、阿蘇の火まつりに代表される壮大な火の祭りや、灯りに関連する祭りが各地で営まれてきました。

4年後に迫った九州新幹線全線開業を見据え、このような県内の火と灯りの祭りについて統一イメージを全国に向けて発信するため、この度、火の国・火と灯りの祭り検討委員会が「くまもと火の国・火と灯り祭りごよみ」を作成しました。

詳しくは、熊本県地域政策課までお問い合わせください。

問い合わせ先
熊本県地域政策課
☎096・333・2134

預金保険制度についてご存知ですか？

●九州財務局総務部

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

「預金保険制度」により、当座預金や利息のつかない普通預金などは、全額保護されます。定期預金や利息つきの普通預金などは、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

預金保険制度に加入している金融機関は、銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会です。

平成19年10月に民営化が予定されている郵便貯金銀行については、民営化後、預金保険制度の対象金融機関となります。

問い合わせ先
預金保険機構
☎03・3212・6029
九州財務局
☎096・353・6351

クリーンパークファイブからのお知らせ

3月リサイクル体験講座受講生募集!

春休みを利用して小学生や中学生のみなさんもご家族やお友達と参加してみませんか?

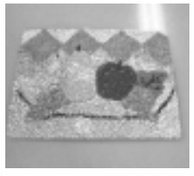

リグラスアート～ガラスカレットの砂絵～
とき:3月27日(火) 午後1時30分～3時30分(2時間)
内容:廃ビンのガラスカレットを利用した砂絵です。
持ってくる物:鉛筆、図案(紙に描いてくる)
作りたいサイズの板・段ボールなどの厚紙(こちらで用意している板のサイズ:30cm×23cmと22.7cm×15cm)
募集人員:12名程度
募集締切:3月20日(水)まで(定員になり次第締切ります)

◎参加費、材料費は無料
◎作品例は当プラザ2階のリサイクル体験作品コーナーに展示しています。

リサイクル品提供のおねがい

まだ十分に使えるけれど不要になった本・衣類・家具などがありましたら、クリーンパークファイブまでお持ちください。状態を確認の上、引き取りいたします。

●引き取りできるもの
・本…破れ、汚れ、落書きや名前の記入がないもの
・衣類…破れ、虫食い、汚れ(シミ)、名前の記入がなく、洗濯済のものに限る
・バッグなど小物…汚れ、破れなどがないもの
・家具…大きな傷、破損など修理不可能な損傷がないもの
・自転車…ブレーキがきく、不足している部品がないもの
・食器類…未使用のものに限る

●引き取りできないもの
家電製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・パソコン)・下着・使用した食器など

大型の提供品に関してのみ、運搬できる車がない方はご連絡頂ければ引き取りに伺います。

申し込み問い合わせ先:クリーンパークファイブ　☎0968・78・4433